

令和 3 年 度

業 務 委 託 仕 様 書

業務名 交通資料館展示計画策定支援業務

第1章 業務内容と概要

1 業務名及び対象施設

事業名：札幌市交通資料館展示計画策定支援業務

対象施設：札幌市交通資料館

(札幌市南区真駒内東町1丁目 地下鉄自衛隊前駅南側シェルター下)

2 業務実施期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

3 納入場所

札幌市交通局事業管理部総務課 (札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1)

4 業務内容

当該業務では、本仕様書に基づき、委託者と十分な協議の上、再整備を行う交通資料館の展示物の基本計画を委託者が策定することを支援し、これに基づき、委託者の指示に従って成果品を作成することを目的とする。

【基本計画】

- (1) 展示の基本的な考え方、展示方針の策定
- (2) 展示資料のリスト化
- (3) ゾーニング計画、動線計画の作成
- (4) 平面配置図の作成
- (5) イメージスケッチの作成
- (6) 展示設計及び展示制作施工に係る概算費用の算出
- (7) 行程計画の作成

5 資料館の再整備スケジュール(想定)

令和3年度 建物工事实施設計(実施済み)

令和3年度 展示計画策定(当該業務)

令和4年度 建物工事(R4.4~R5.3)

展示設計

令和5年度 展示工事

※ 展示設計の完了時期により令和4年度から実施の可能性あり
資料館の再オープン

6 建設予定の資料館

別添図面のとおり。

※ 2階建てであるが、2階部分は南北線乗務庁舎として使用

第2章 交通資料館の施設及び展示等に関する基本的な考え方

下記の委託者の基本的な考え方を基に、展示の基本的な考え方と展示方針の策定を行い、展示資料のリスト化や屋内展示室の新たなゾーニング計画等について具体的に検討・作成する。

1 施設に関する基本的な考え方（コンセプト）

- (1) 札幌の発展を支えてきた市営交通の歴史を後世に残す拠点施設【歴史】
- (2) 「見る、さわる、体験する」ことで、楽しく学ぶことができる施設【教育】
- (3) 憩いの場の創出や学校教育との連携により、地域に貢献する施設【地域貢献】

2 展示に関する基本的な考え方（コンセプト）

- (1) 札幌の発展を支えてきた市営交通事業の歴史を学ぶことを通じて、市民の足である市営交通を利用し、守っていくというマイルール意識を醸成する展示の導入。
- (2) 「見る、さわる、体験する」ことで、地下鉄や市電の車両構造や安全対策などを楽しみながら学ぶことができる展示を導入すること。
- (3) 学校教育などで活用できる展示内容と連携した教育プログラムを導入すること。
- (4) 展示物の容易に入れ替えられる展示装置や、複数の事柄をわかりやすく伝える映像装置など、省スペースで効果的な情報発信が可能な展示手法を導入すること。
- (5) 主な来館者としての親子連れ（大人と小学生以下の子ども）を想定し、展示計画やゾーニングを検討すること。
- (6) 展示物の検討にあたっては、札幌市営交通の特色や札幌らしさの表現に配慮すること。

3 展示の整備規模

展示の整備規模は、展示物や展示什器の設計や施工、展示室内の内装等を含めて、50,000千円（税込、概算）を目途として検討すること。ただし、委託者が検討中に変更が必要と判断した場合は、それに応じた整備規模に変更を行う。

第3章 業務計画及び進行管理

1 業務計画等の提出

受託者は業務の契約締結後 15 日以内に、業務工程表を提出し、委託者の承認を得ること。また、業務着手時には以下の書類を提出すること。

[提出書類]

業務着手届	2部
業務主任経歴書	2部
業務工程表	2部

2 業務の進行管理

受託者は業務の実施にあたり、委託者と連絡を密に保ち、随時報告を行うものとする。また、業務行程に変更がある場合は、その都度、業務行程表を委託者に提出すること。

3 その他

本仕様書及び業務において疑義が生じた場合、又は見解を異にする事項が派生した場合は委託者と協議のうえ指示に従うものとする。

第4章 業務実施における留意点

1 現状把握

本事業の目的について、十分に理解したうえで下記項目について詳細に把握すること。

- (1) 関係法令の規制等の整理・検討
- (2) 現在所蔵している展示資料、歴史的資料の確認

2 各種打ち合わせ

委託者との打ち合わせについては、月1回程度行うこと。

なお、受託者は、打ち合わせ後に、会議記録及び打ち合わせ記録を作成し、5日（営業日）以内に委託者に提出すること。

3 基本計画の作成における留意点

基本計画の作成にあたり、下記の事項に留意すること。

- (1) 機能性
 - ア 設備等の各部の操作は安全かつ容易に行えるものとする。
 - イ 高齢者・子供・障がい者等や外国人への対応及びユニバーサルデザインの採用については、法律に定める基礎的な基準を考慮する。
- (2) 経済性
 - ア 展示物のランニングコストの低減及び建築・什器の耐久性
 - イ その他費用対効果を十分に検討すること。
- (3) 安全性
 - ア 耐震性の考慮
 - イ 資料館の展示資料等に対する安全性への配慮
- (4) 観覧性
 - ア 展示資料の見やすさ
 - イ 誘導性への配慮

第5章 成果品の仕様等

1 基本計画（原案、修正案、成果品共通）

タイトル：札幌市交通資料館展示基本計画書

(1) 基本計画書 5部
(業務内容の項目すべてを盛り込むこと)

(2) 上記に係る電子データ 2部

※ 上記のデータは、編集可能なデータ形式で納品すること。

2 成果品の作成にあたっての留意事項

- (1) 提出すべき成果品と部数は上の通りとする。
- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。
- (3) 概算工事費の積算にあたり、委託者の指示があった場合は、根拠資料を提出すること。

3 成果品の著作権等の取扱

- (1) 受託者は、成果品に用いられた著作物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、札幌市交通局に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に用いられた著作物に関する著作人格権を、札幌市交通局及び札幌市交通局が指定する第三者に行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品を製作するにあたり、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証するとともに、成果品の利用について第三者から権利侵害等の紛争が生じたときは、受注者の責において解決するものとする。
- (4) 委託者は、以下の事項について発注者の判断で行うものとする。
 - ア 成果品の印刷
 - イ 成果品の掲示・掲載、インターネット等の他媒体への活用
 - ウ 成果品の文章、レイアウト、グラフィック等の改変及び活用（交通局及び札幌市発行の他の広報物への転用を含む）

第6章 環境マネジメントシステムの運用への協力

- 1 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- 2 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

第7章 その他

- 1 受託者は、建築基準法、消防法、その他関係法令等に適合するよう必要に応じて関係機関と協議し、その指示に従うものとする。
- 2 必要な資料については委託者、受託者双方がその都度協議して決定する。
- 3 詳細については、委託者と協議の上、その指示に従いながら業務を行うこと。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住所
商号又は名称
職・氏名

印

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

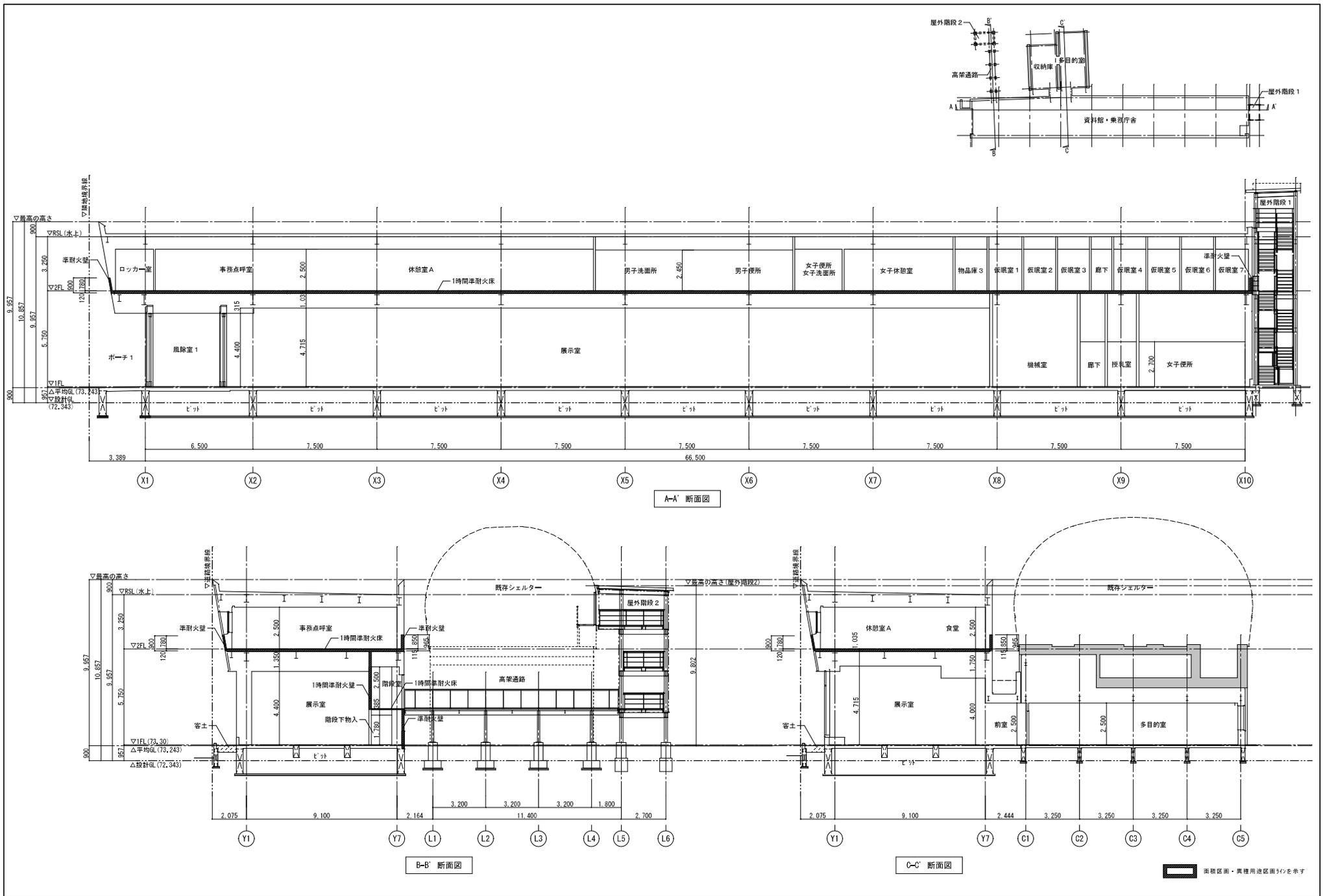
印

業務名 _____

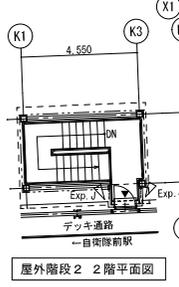
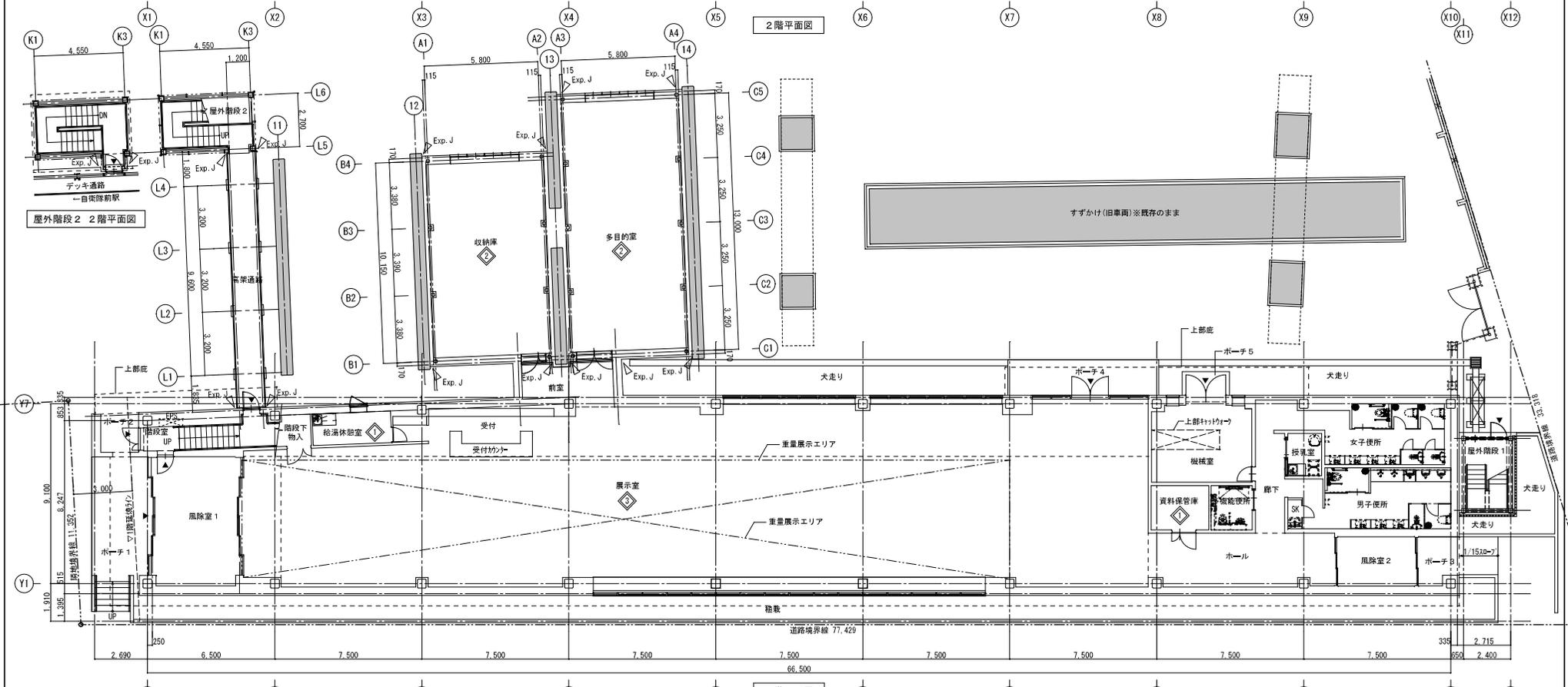
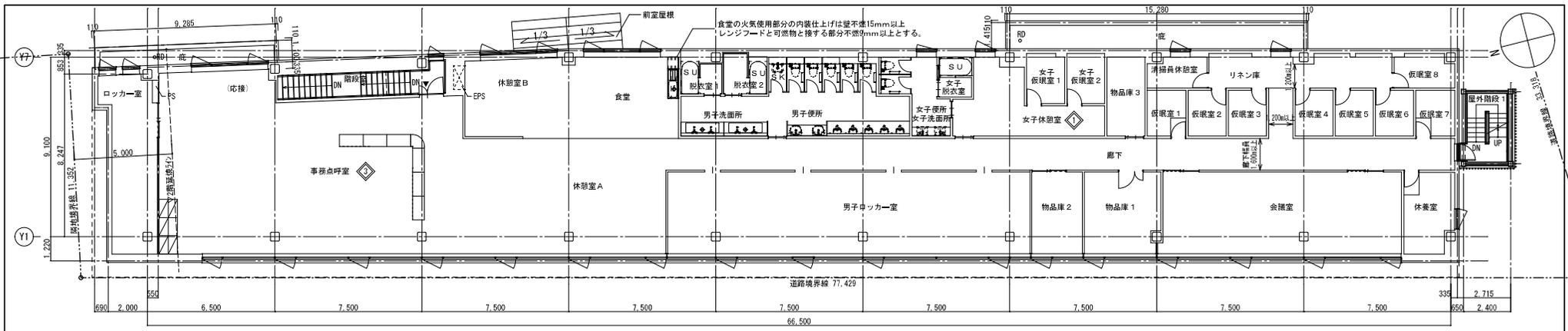
履行期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。



■ 両積断面・異種用途区画3つを示す



..... 室内空気中化学物質の濃度測定室を示す。
数字は測定箇所数を示す

交通資料館展示計画策定支援業務